

令和元年6月3日提出

閱 覧 用

令和元年6月市議会定例会

議 案

〔 報告第2号～報告第12号
議案第34号～議案第44号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第2号	一般会計予算の繰越しについて（継続費）	1
報告第3号	水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）	4
報告第4号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）	7
報告第5号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	10
報告第6号	公共下水道事業特別会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	15
報告第7号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	18
報告第8号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	21
報告第9号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例等の一部を改正する条例）	24
報告第10号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	30
報告第11号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	32
報告第12号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	33

議案番号	件 名	ページ
議案第34号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第1号）	34
議案第35号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	38
議案第36号	令和元年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	40
議案第37号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	42
議案第38号	令和元年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）	44
議案第39号	島田市税条例の一部を改正する条例について	45
議案第40号	島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	50
議案第41号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	51

議案番号	件名	ページ
議案第42号	しまだ音楽広場条例について	52
議案第43号	財産の取得について	58
議案第44号	市道路線の認定について	59

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件名	ページ
議案第34号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第1号）	60
議案第35号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	73
議案第36号	令和元年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	76
議案第37号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	79
議案第38号	令和元年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）	82

報 告

報告第2号

一般会計予算の繰越しについて（継続費）

一般会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越額	計
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター 長寿命化事業	2,056,104,000 円	34,900,000 円		34,900,000 円

支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 通次繰 越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特定財源		
				国県支出金	市 債	その他
円	円	円	円	円	円	円
14,494,800	20,405,200	20,405,200	1,022,200	10,583,000	8,800,000	

報告第3号

水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）

水道事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	神座配 水池整 備工事	円 153,500,000	円 84,700,000	円	円 84,700,000	円 45,684,000

残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳		翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
		企業債	過年度分損益 勘定留保資金	
円	円	円	円	円
39,016,000	39,016,000		39,016,000	

報告第4号

病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

病院事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷絹代

平成30年度島田市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	新病院建 設事業	円 16,586,180,000	円 2,236,000,000	円	円 2,236,000,000	円 1,102,800,000

残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
		企業債	繰入金	過年度分損益 勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円
1,133,200,000	1,133,200,000	847,000,000	283,100,000	3,100,000	

報告第5号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	空港周辺プロジェクト推進事業	35,000,000	20,644,000
		市役所周辺整備事業	17,928,000	17,928,000
6 農林業費	1 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業	18,225,000	17,837,000
		茶生産施設等整備事業	53,538,000	53,287,000
		農道整備事業	24,600,000	24,600,000
7 商工費	1 商工費	川根温泉管理運営経費	5,064,000	5,064,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	横岡新田牛尾線改良事業	44,800,000	44,800,000
		東町御請線改良事業	80,782,000	77,598,000
		道悦旭町線改良事業	73,065,000	48,475,720
		島竹下線改良事業	49,998,000	43,129,977
		生活道路改良事業	6,539,000	4,837,968
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	122,818,000	112,255,000
	4 都市計画費	向島町公園整備事業	10,565,000	10,564,560
		内陸フロンティア推進区域整備事業	188,800,000	188,800,000
		賑わい交流拠点整備事業	199,732,000	141,432,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			10,322,000			10,322,000
						17,928,000
			12,637,000			5,200,000
			53,287,000			
			12,250,000			12,350,000
						5,064,000
			20,053,000	23,500,000		1,247,000
			37,164,000	33,400,000		7,034,000
			22,758,000	16,700,000		9,017,720
			23,475,000	18,200,000		1,454,977
				4,500,000		337,968
			53,357,000	38,800,000		20,098,000
						10,564,560
				148,000,000		40,800,000
				72,200,000		69,232,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理経費	2,700,000	2,658,000
	5 社会教育費	指定文化財管理経費	956,000	956,000
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	31,000,000	19,200,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	80,000,000	80,000,000
合 計			1,046,110,000	914,067,225

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
						2,658,000
						956,000
			8,792,000			10,408,000
			38,444,000	19,200,000		22,356,000
			292,539,000	374,500,000		247,028,225

報告第6号

公共下水道事業特別会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 下水道事業費	3 建設事業費	汚水管渠整備事業	円 375,702,000	円 352,038,000
合 計			375,702,000	352,038,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			86,135,000	262,100,000		3,803,000
			86,135,000	262,100,000		3,803,000

報告第7号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	546,030,000	221,978,448	210,000,000
合 計			546,030,000	221,978,448	210,000,000

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	過年度損益 勘定留保資金	繰越工事資金			
円	円	円	円	円	円	
120,000,000	57,000,000	26,822,400	6,177,600	114,051,552		大井町静居寺橋線配水管布設 替工事等
120,000,000	57,000,000	26,822,400	6,177,600	114,051,552		

報告第8号

病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

病院事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

平成30年度島田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	設備費	744,716,000	343,312,271	28,070,000
合 計			744,716,000	343,312,271	28,070,000

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円	円	
28,000,000	70,000	373,333,729		医療器械器具
28,000,000	70,000	373,333,729		

報告第9号

専決処分した事件の承認について

島田市税条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第2号

専決処分書

島田市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例等の一部を改正する条例

（島田市税条例の一部改正）

第1条 島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に

改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「あん分」を「按分」に、「仮換地等納税義務

者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(島田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成29年島田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、島田市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、島田市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第6号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中島田市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7 第1項	特例控除対象寄 附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除対象寄 附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は島田市税条例等の一部を改正する条例（平成31年島田市条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の島田市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分した事件の承認について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第3号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第19項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項から第44項まで若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の島田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第4号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第5号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月4日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	・甲（島田市）は、乙（●●●●）に対し、乙の損害額39,420円を支払う。 ・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●●●
事故発生 年 月 日	平成31年3月22日
事故発生 場 所	島田市阿知ヶ谷310番地の1地先
事 故 の 概 要	市道岸元島田線の除草作業中に、草刈機により跳ねた石が走行中の相手方車両に当たり、助手席の扉を損傷させたもの

一 般 会 計 予 算 書

議案第34号

令和元年度島田市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,612,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,868,499	△157,725	5,710,774
	1 国庫負担金	3,880,326	15,479	3,895,805
	2 国庫補助金	1,930,500	△173,204	1,757,296
16 県支出金		3,030,671	13,232	3,043,903
	1 県負担金	1,584,749	7,740	1,592,489
	2 県補助金	1,227,804	4,810	1,232,614
	3 委託金	218,118	682	218,800
18 寄附金		100,412	1,000	101,412
	1 寄附金	100,412	1,000	101,412
20 繰越金		450,000	80,501	530,501
	1 繰越金	450,000	80,501	530,501
22 市債		6,008,200	143,100	6,151,300
	1 市債	6,008,200	143,100	6,151,300
歳入合計		42,532,354	80,108	42,612,462

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,084,123	5,308	4,089,431
	1 総務管理費	2,952,496	3,051	2,955,547
	3 戸籍住民基本台帳費	164,837	2,257	167,094
3 民生費		13,256,282	54,876	13,311,158
	1 社会福祉費	5,420,597	34,076	5,454,673
	2 児童福祉費	6,504,712	20,800	6,525,512
4 衛生費		6,026,359	283,100	6,309,459
	1 保健衛生費	3,094,614	283,100	3,377,714
7 商工費		1,076,565	15,661	1,092,226
	1 商工費	1,076,565	15,661	1,092,226
8 土木費		5,328,482	△336,380	4,992,102
	2 道路橋りょう費	1,851,399	△326,980	1,524,419
	4 都市計画費	2,664,412	△4,000	2,660,412
	5 住宅費	200,754	△5,400	195,354
10 教育費		4,914,521	57,543	4,972,064
	1 教育総務費	403,896	56,063	459,959
	5 社会教育費	963,110	1,480	964,590
歳 出 合 計		42,532,354	80,108	42,612,462

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共事業等	千円 498,500	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 361,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合併特例事業	2,704,600	同上	同上	同上	2,984,600	同上	同上	同上

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第35号

令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,191,933千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	5,072	5,073
	1 繰越金	1	5,072	5,073
歳入合計		9,186,861	5,072	9,191,933

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業費納付金		2,585,639	5,072	2,590,711
	3 介護納付金分	197,709	5,072	202,781
歳出合計		9,186,861	5,072	9,191,933

休日急患診療事業
特別会計予算書

議案第36号

令和元年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,597千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		15,355	6,086	21,441
	1 外来収入	15,355	6,086	21,441
2 繰越金		2,083	2,073	4,156
	1 繰越金	2,083	2,073	4,156
歳入合計		17,438	8,159	25,597

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,011	980	5,991
	1 総務管理費	5,011	980	5,991
2 医業費		12,327	7,179	19,506
	1 医業費	12,327	7,179	19,506
歳出合計		17,438	8,159	25,597

介護保険事業
特別会計予算書

議案第37号

令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,453,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,863,544	△30,959	1,832,585
	1 介護保険料	1,863,544	△30,959	1,832,585
3 国庫支出金		1,879,298	1,674	1,880,972
	2 国庫補助金	501,553	1,674	503,227
7 繰入金		1,347,605	31,544	1,379,149
	1 一般会計繰入金	1,274,517	31,544	1,306,061
歳入合計		8,451,158	2,259	8,453,417

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		237,234	2,259	239,493
	1 総務管理費	186,620	2,259	188,879
歳出合計		8,451,158	2,259	8,453,417

水道事業会計
予算書

議案第38号

令和元年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和元年度島田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第6条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業施設・料金業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	917,000 千円
浄水場維持管理等委託	令和2年度	40,000 千円
料金システム購入事業	令和2年度	60,000 千円

（重要な資産の取得の補正）

第3条 予算第12条の次に次の1条を加える。

（重要な資産の取得）

第13条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
料金計算システム	料金システム	一式

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷絹代

条 例 そ の 他

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例
(島田市税条例の一部改正)

第1条 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
- 第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4

項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す

るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中島田市税条例第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中島田市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月

1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の島田市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき島田市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の島田市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の島田市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第40号

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年島田市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「据置期間中」を「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中」に、「、その」を「その」に、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「27,540円」を「22,950円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,950円」とあるのは、「35,190円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,950円」とあるのは、「44,370円」と読み替えるものとする。

第5条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条第2項中「支払に係る月の前前月の15日」を「支払日前7日」に改める。

第14条中「並びに」を「及び」に、「ではない」を「でない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

しまだ音楽広場条例について

しまだ音楽広場条例を次のとおり定める。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

しまだ音楽広場条例

しまだ音楽広場条例（平成29年島田市条例第24号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 島田市は、市民の文化活動の推進及びにぎわいのある中心市街地の形成の促進を図るため、しまだ音楽広場を設置する。

（名称及び位置）

第2条 しまだ音楽広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しまだ音楽広場	島田市本通五丁目2番の2

（指定管理者による管理）

第3条 しまだ音楽広場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) しまだ音楽広場の利用の許可に関する業務
- (2) しまだ音楽広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、しまだ音楽広場の運営に関して市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、しまだ音楽広場の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、しまだ音楽広場の効用を最大限に発揮させるとともに、

その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はしまだ音楽広場の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 しまだ音楽広場の開館時間は、午前9時から午前零時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 しまだ音楽広場の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号及び別表において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第11条 しまだ音楽広場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、しまだ音楽広場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない

ものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 指定管理者がしまだ音楽広場の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がしまだ音楽広場の管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

（利用料）

第14条 しまだ音楽広場を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

（利用料の減額又は免除）

第15条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の不還付）

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれか

に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が自己の責めによらない理由によりしまだ音楽広場を利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の日前2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、しまだ音楽広場を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、しまだ音楽広場の利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(行為の制限)

第19条 次に掲げる行為をするためにしまだ音楽広場（第11条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第11条第1項後段及び第2項、第12条、第13条並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第11条第2項」とあるのは「第19条第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特別設備の制限)

第20条 しまだ音楽広場においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第18条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第21条 指定管理者は、しまだ音楽広場の管理上必要があると認めるときは、利用者若しくは第19条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入場者若しくは入場しようとする者に対し、入場を制限し、若しくは退場を命ずることができる。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、しまだ音楽広場の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後のしまだ音楽広場条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第14条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

3 この条例の施行の日以後の利用の許可その他しまだ音楽広場の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第11条から第16条まで、第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。

別表（第14条関係）

利用区分		定員	利用料（1時間につき）		
			午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前零時まで
Aスタジオ	平日	4人	400円	610円	810円
	休日等		500円	710円	910円
Bスタジオ	平日	6人	610円	810円	1,010円
	休日等		710円	910円	1,120円
Cスタジオ	平日	20人	910円	1,120円	1,320円
	休日等		1,010円	1,220円	1,420円

備考

- 1 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び休日をいう。
- 2 市内に住所を有しない者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が利用する場合は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、30分を単位として、その単位当たりの利用料の額は午後10時から午前零時までの利用料の30分当たりの額とする。

財産の取得について

島田市消防団の装備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 動産の種別及び数量
消防ポンプ自動車 2台
- 2 購入金額
41,800,000円
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 購入先
静岡市葵区流通センター11番4号
株式会社ケイショウ車体
代表取締役 高橋 憲和

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和元年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

3路線

2 路線の延長

263.5メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終		
旭二丁目15号線	旭二丁目7088番14地先	87.0	5.0~9.0
	旭二丁目7088番7地先		
金谷栄町1号線	金谷栄町200番8地先	100.5	6.0~11.4
	金谷栄町200番23地先		
金谷栄町2号線	金谷栄町200番16地先	76.0	5.0~9.0
	金谷栄町200番24地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,868,499	△157,725	5,710,774
16 県支出金	3,030,671	13,232	3,043,903
18 寄附金	100,412	1,000	101,412
20 繰越金	450,000	80,501	530,501
22 市債	6,008,200	143,100	6,151,300
歳入合計	42,532,354	80,108	42,612,462

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,084,123	5,308	4,089,431				5,308
3 民生費	13,256,282	54,876	13,311,158	46,551			8,325
4 衛生費	6,026,359	283,100	6,309,459		280,000		3,100
7 商工費	1,076,565	15,661	1,092,226				15,661
8 土木費	5,328,482	△336,380	4,992,102	△191,726	△136,900		△7,754
10 教育費	4,914,521	57,543	4,972,064	682		1,000	55,861
歳出合計	42,532,354	80,108	42,612,462	△144,493	143,100	1,000	80,501

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	3,880,326	15,479	3,895,805
計	3,880,326	15,479	3,895,805

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	343,915	2,532	346,447
5 土木費国庫補助金	727,873	△175,736	552,137
計	1,930,500	△173,204	1,757,296

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費県負担金	1,584,749	7,740	1,592,489
計	1,584,749	7,740	1,592,489

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金	183,916	△12,750	171,166
2 民生費県補助金	480,976	20,800	501,776
6 土木費県補助金	162,717	△3,240	159,477
計	1,227,804	4,810	1,232,614

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
5 教育費委託金	1,218	682	1,900
計	218,118	682	218,800

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
4 教育費寄附金	0	1,000	1,000
計	100,412	1,000	101,412

(款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	450,000	80,501	530,501
計	450,000	80,501	530,501

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生債	1,640,100	280,000	1,920,100

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	15,479	介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減負担金	15,479

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費補助金	2,532	障害者自立支援給付支払等システム補助金	2,532
1 道路橋りょう費補助金	△171,576	社会資本整備総合交付金(道路・通常)	△136,746
		社会資本整備総合交付金(道路・防災)	△34,830
2 都市計画費補助金	△2,000	社会資本整備総合交付金(公園・通常)	△2,000
3 住宅費補助金	△2,160	社会資本整備総合交付金(防災・安全)	△2,160

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	7,740	介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減負担金	7,740

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	△12,750	静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金	△12,750
2 児童福祉費補助金	20,800	子ども・子育て支援事業費補助金	20,800
3 住宅費補助金	△3,240	TOUKAI-O総合支援事業費補助金	△3,240

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 教育費委託金	682	学校安全総合支援指定研究事業委託金	682

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会教育費寄附金	1,000	社会教育費寄附金	1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	80,501	前年度繰越金	80,501

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生債	280,000	合併特例事業債(病院建設)	280,000

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木債	1,955,000	△136,900	1,818,100
計	6,008,200	143,100	6,151,300

(単位 :千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう債	△136,900	公共事業等債 (社会資本整備総合交付金) △136,900

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,643,426	3,051	1,646,477				3,051
計	2,952,496	3,051	2,955,547				3,051

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	164,837	2,257	167,094				2,257
計	164,837	2,257	167,094				2,257

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	287,756	2,532	290,288	2,532			
8 介護保険費	1,274,517	31,544	1,306,061	23,219			8,325
計	5,420,597	34,076	5,454,673	25,751			8,325

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 保育所費	110,322	20,800	131,122	20,800			
計	6,504,712	20,800	6,525,512	20,800			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 病院費	2,079,595	283,100	2,362,695		280,000		3,100
計	3,094,614	283,100	3,377,714		280,000		3,100

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 温泉施設基金費	14	15,661	15,675				15,661
計	1,076,565	15,661	1,092,226				15,661

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,652	2 職員給与費	3,051
4 共済費	399	嘱託員	3,051

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,097	1 職員給与費	2,257
4 共済費	160	嘱託員	2,257

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	2,532	4 福祉総合システム費	2,532
		福祉総合システム運用経費	2,532
28 繰出金	31,544	1 介護保険事業特別会計繰出金	31,544
		介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金	585
		介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減繰出金	30,959

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	139	2 保育所事務費	20,800
7 賃金	2,511	幼児教育無償化対応事務費	20,800
9 旅費	8		
11 需用費	292		
13 委託料	17,850		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 投資及び出資金	283,100	1 病院事業会計繰出金	283,100
		新病院建設事業分	283,100

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25 積立金	15,661	1 温泉施設基金積立金	15,661
		温泉施設基金新規積立金	15,661

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	174,696	3,148	177,844				3,148
3 道路新設改良費	1,382,065	△330,128	1,051,937	△184,326	△136,900		△8,902
計	1,851,399	△326,980	1,524,419	△184,326	△136,900		△5,754

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 公園管理費	174,775	△4,000	170,775	△2,000			△2,000
8 新東名 I C 周辺地区開発費	1,622,169	0	1,622,169				
計	2,664,412	△4,000	2,660,412	△2,000			△2,000

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 建築指導費	106,891	△5,400	101,491	△5,400			
計	200,754	△5,400	195,354	△5,400			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育研究推進費	121,811	54,063	175,874	682			53,381

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 賃金	3,148	2 道路施設管理費 道路施設管理経費	3,148 3,148
12 役務費	△317	1 幹線道路改良事業	△319,628
13 委託料	△40,928	横岡新田牛尾線改良事業	△27,062
15 工事請負費	△266,878	谷口中河線改良事業	△52,000
17 公有財産購入費	△9,175	菊川神谷城線改良事業	△5,547
22 補償、補填及び賠償金	△12,830	蓬萊橋線改良事業（南工区）	△3,663
		細島南部1号・6号線改良事業	△20,400
		東町御請線改良事業	△150,000
		中央公園道線改良事業	△20,500
		谷口道線改良事業（北工区）	△9,345
		島竹下線改良事業	38,305
		国道停車場線舗装事業	△10,400
		本通り向谷線舗装事業	△21,516
		番生寺島線舗装事業	△12,000
		猪土居牧之原1号線舗装事業	△15,000
		尾川上伊太線改良事業	△6,400
		東町番生寺線舗装事業	△4,100
		5 道路照明灯修繕事業	△10,500
		道路照明灯修繕事業	△10,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	△4,000	3 公園施設長寿命化対策事業 公園施設長寿命化対策事業	△4,000 △4,000
15 工事請負費	25,000	2 島田金谷IC周辺地区開発事業	0
19 負担金、補助及び交付金	△25,000	賑わい交流拠点整備事業	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	△5,400	4 建築物等耐震性向上事業 建築物耐震改修促進事業	△5,400 △5,400

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	46,777	2 職員給与費	53,381
4 共済費	6,604	嘱託員	53,381
8 報償費	162	10 学校安全総合支援指定研究事業	682
11 需用費	520	学校安全総合支援指定研究事業	682

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 交通遺児育英基金費	6	2,000	2,006				2,000
計	403,896	56,063	459,959	682			55,381

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 文化事業費	203,942	1,480	205,422			1,000	480
計	963,110	1,480	964,590			1,000	480

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	2,000	1 交通遺児育英基金積立金 2,000 交通遺児育英基金新規積立金 2,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	1,480	1 芸術文化振興事業 1,480 芸術文化普及事業 1,480

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	19,760,025	19,245,522	4,758,200	2,784,311	21,219,411
	補正額		△794,999	507,200		△287,799
	補正後	19,760,025	18,450,523	5,265,400	2,784,311	20,931,612
1. 総務	補正前	1,376,453	1,303,312	40,000	143,067	1,200,245
	補正額		△800			△800
	補正後	1,376,453	1,302,512	40,000	143,067	1,199,445
2. 民生	補正前	242,970	225,447	0	29,048	196,399
	補正額		1			1
	補正後	242,970	225,448	0	29,048	196,400
3. 衛生	補正前	1,528,166	1,597,523	1,640,100	482,581	2,755,042
	補正額		△293,900	288,800		△5,100
	補正後	1,528,166	1,303,623	1,928,900	482,581	2,749,942
6. 土木	補正前	8,463,517	8,498,216	1,955,000	1,001,502	9,451,714
	補正額		△431,600	218,400		△213,200
	補正後	8,463,517	8,066,616	2,173,400	1,001,502	9,238,514
7. 消防	補正前	716,973	676,624	157,100	153,664	680,060
	補正額		△16,500			△16,500
	補正後	716,973	660,124	157,100	153,664	663,560
8. 教育	補正前	5,692,368	5,504,280	901,400	650,829	5,754,851
	補正額		△52,200			△52,200
	補正後	5,692,368	5,452,080	901,400	650,829	5,702,651
II 災害復旧債	補正前	13,383	62,952	0	3,150	59,802
	補正額		△47,600	19,200		△28,400
	補正後	13,383	15,352	19,200	3,150	31,402
1. 農林業	補正前	3,062	32,073	0	490	31,583
	補正額		△28,300			△28,300
	補正後	3,062	3,773	0	490	3,283
2. 土木	補正前	9,754	30,437	0	2,534	27,903
	補正額		△19,300	19,200		△100
	補正後	9,754	11,137	19,200	2,534	27,803
III その他	補正前	19,435,146	19,350,486	1,250,000	1,577,187	19,023,299
	補正額		△1			△1
	補正後	19,435,146	19,350,485	1,250,000	1,577,187	19,023,298
1. 減税補填債	補正前	471,310	357,642	0	81,277	276,365
	補正額		△1			△1
	補正後	471,310	357,641	0	81,277	276,364
合 計	補正前	39,208,554	38,658,960	6,008,200	4,364,648	40,302,512
	補正額		△842,600	526,400		△316,200
	補正後	39,208,554	37,816,360	6,534,600	4,364,648	39,986,312

(再掲)

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額		
合併特例事業債	補正前	5,499,278	6,618,013	2,704,600	534,788	8,787,825
	補正額		△614,900	541,900		△73,000
	補正後	5,499,278	6,003,113	3,246,500	534,788	8,714,825

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額並びに継続費及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第1号）並びに継続費及び繰越明許費に係る繰越額

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	1	5,072	5,073
歳入合計	9,186,861	5,072	9,191,933

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 事業費納付金	2,585,639	5,072	2,590,711				5,072
歳出合計	9,186,861	5,072	9,191,933				5,072

2 歳 入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	5,072	5,073
計	1	5,072	5,073

3 歳 出

(款) 3 事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	197,709	5,072	202,781				5,072
計	197,709	5,072	202,781				5,072

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	5,072	前年度繰越金 5,072

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び 交付金	5,072	1 介護納付金分事業費納付金 5,072 介護納付金分事業費納付金 5,072

休日急患診療事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	15,355	6,086	21,441
2 繰越金	2,083	2,073	4,156
歳入合計	17,438	8,159	25,597

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	5,011	980	5,991				980
2 医業費	12,327	7,179	19,506				7,179
歳出合計	17,438	8,159	25,597				8,159

2 歳 入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 外来収入	15,355	6,086	21,441
計	15,355	6,086	21,441

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	2,083	2,073	4,156
計	2,083	2,073	4,156

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	5,011	980	5,991				980
計	5,011	980	5,991				980

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医業費	12,327	7,179	19,506				7,179
計	12,327	7,179	19,506				7,179

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	6,086	現年度分 6,086

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	2,073	前年度繰越金 2,073

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 備品購入費	980	1 診療所運営管理費 980 診療所運営管理費 980

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,793	1 職員給与費 2,793
11 需用費	4,386	嘱託員 2,793 2 診療費 4,386 診療費 4,386

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	1,863,544	△30,959	1,832,585
3 国庫支出金	1,879,298	1,674	1,880,972
7 繰入金	1,347,605	31,544	1,379,149
歳入合計	8,451,158	2,259	8,453,417

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	237,234	2,259	239,493	1,674		585	
歳出合計	8,451,158	2,259	8,453,417	1,674		585	

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1,863,544	△30,959	1,832,585
計	1,863,544	△30,959	1,832,585

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 総務費補助金	0	1,674	1,674
計	501,553	1,674	503,227

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,274,517	31,544	1,306,061
計	1,274,517	31,544	1,306,061

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	186,620	2,259	188,879	1,674		585	
計	186,620	2,259	188,879	1,674		585	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△28,443	現年度分特別徴収保険料	△28,443
2 現年度分普通徴収保険料	△2,516	現年度分普通徴収保険料	△2,516

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	1,674	介護保険システム改修事業費補助金	1,674

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 職員給与費等繰入金	585	職員給与費等繰入金	585
5 低所得者保険料軽減繰入金	30,959	低所得者保険料軽減繰入金	30,959

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	2,259	2 総務事務費 介護保険総務事務費	2,259 2,259

水道事業会計
予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払義務発生額
又は支払義務発生額の見込及び当該年度以降の支払義務発生予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の 限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	水道事業 収 益	損益勘定 留保資金
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円
水道事業施設・料金 業務委託 (令和元年度分)	補正前							
	補正額	917,000			2～7	917,000	917,000	
	補正後	917,000			2～7	917,000	917,000	
浄水場維持管理等委 託 (令和元年度分)	補正前							
	補正額	40,000			2	40,000	40,000	
	補正後	40,000			2	40,000	40,000	
料金システム購入事 業 (令和元年度分)	補正前							
	補正額	60,000			2	60,000	60,000	
	補正後	60,000			2	60,000	60,000	
合 計	補正前	799,495		430,287		186,398	186,398	
	補正額	1,017,000				1,017,000	1,017,000	
	補正後	1,816,495		430,287		1,203,398	1,203,398	